

令和5年度 公文書開示状況（5月決定分） 主税局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 4. 24	R5. 5. 12	1 見積価額の算定について（売却区分第D1085号） 2 見積価額の算定について（売却区分第D1086号）	8		1													（条例第7条第2号） ・滞納者の住所及び氏名については個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当するため ・シリアルナンバーは、公にすることにより、購入者や購入時期その他の情報によって特定の個人と識別されるおそれがあるため （同条第3号） ・試算価格の決定方法及び試算価格、基準価額の決定方法及び基準価額には、事業者による買い取り価格の内容や価格形成に影響を与える点が含まれており、これらが公開されることにより、当該事業を営む者の競争上及び事業運営上の利益が損なわれると認められるため ・基準価格には、事業者による買い取り価格の内容や価格形成に影響を与える点が含まれており、これらが公開されることにより、当該事業を営む者の競争上及び事業運営上の利益が損なわれると認められるため （同条第6号） ・滞納者の住所及び氏名については、課税庁の税務調査により所有者（滞納者）より取得した情報である。これを公にすることは所有者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の税務行政に支障をきたすため ・滞納金額、滞納処分費及び公売履歴については、課税庁の税務調査により所有者（滞納者）より取得した情報である。これを公にすることは所有者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の税務行政に支障をきたすため ・当該財産は、公売による換価手続を行っており、公売公告に記載のない情報や所有者の他は知りえない情報である公売換価手続にかかる事前調査を一部の者に提供した場合、公正公平な公売の実施に支障をきたすおそれがあるため ・試算価格の決定方法及び試算価格、基準価額の決定方法及び基準価額は、具体的な算定方法が公になることにより、適	主税局徴収部機動整理課

																		<p>正な買い取り価格の調査に支障をきたすおそれがあるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該財産は、公売による換価手続を行っており、公売特殊性減価等の割合について、一部の者に提供した場合、公正公平な公売の実施に支障をきたすおそれがあるため ・当該財産は、公売による換価手続を行っており、基準価格について、一部の者に提供した場合、公正公平な公売の実施に支障をきたすおそれがあるため ・配当の内容については、滞納者の滞納金額及び他者の債権額に関する情報であり、当該情報は課税庁の税務調査により所有者（滞納者）より取得した情報が含まれる。これを公にすることは所有者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、今後の税務行政に支障をきたすため 	主税局徴収部機動整理課
2	R5. 4. 24	R5. 5. 12	「第D1085号 MONCLER製 ダウンジャケット」のホームページ「共通説明文」の【インターネット公売における出品物の取り扱いについて】の「(1) オークション運営管理者（紀尾井町戦略研究所株式会社）の定めるガイドラインに則り、出品しています」で記されている紀尾井町戦略研究所株式会社のガイドラインの内容が分かる資料						1									<p>(条例第7条第1号)</p> <p>当該文書は第三者が作成した著作物であり、かつ、未公表の著作物に該当する。著作権者から当該文書の開示に同意しない旨の意思表示があったことから、著作権法第18条第3項第3号の規定により開示することができないため</p> <p>(同条第3号)</p> <p>当該文書は紀尾井町戦略研究所株式会社が積み重ねてきた独自のノウハウが反映されている情報と認められることから、当該内容を公にすることにより、法人の競争上又は事務運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(同条第6号)</p> <p>当該文書は紀尾井町戦略研究所株式会社が積み重ねてきた独自のノウハウが反映されている情報と認められることから、当該内容を公にすることにより、都にとって有益なインターネット公売システムの利用に支障をきたすおそれがあるため</p>	主税局立川都税事務所総務課
3	R5. 5. 8	R5. 5. 12	立川合同庁舎中央監視室防犯カメラ設備修繕 02立税総第635号	5					1									<p>(1) 法人の代表者の生年月日、法人の従業員の印影 個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であるため（条例第7条第2号に該当）。</p> <p>(2) 法人及び法人の従業員の印影 公にすることにより、偽造される等、当該法人及び法人の従業員の財産を脅かすおそれがあるため（条例第7条第4号に該当）。</p> <p>(3) 契約目途額及び予定価格 実施機関が契約目途額として見積もった金額であり、公にすることで、今後の適正な契約事務に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）。</p>	主税局総務部職員課

13	R5. 5. 11	R5. 5. 30	渋谷都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に、渋谷都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	90	1															主税局豊島都税事務所 事業税課
14	R5. 5. 11	R5. 5. 30	豊島都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に、豊島都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	35	1															主税局荒川都税事務所 事業税課
15	R5. 5. 11	R5. 5. 30	荒川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に、荒川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	26	1															主税局八王子都税事務所 事業税課
16	R5. 5. 11	R5. 5. 30	八王子都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に、八王子都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	23	1															主税局立川都税事務所 事業税課
17	R5. 5. 11	R5. 5. 30	立川都税事務所に登記した法人の設立を届け出た「法人設立・設置届出書」のうち、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に、立川都税事務所にて処理したものに係る下記の事項のリスト。 ①設立年月日 ②法人名 ③主たる所在地 ④代表者名 ⑤資本金の額 ⑥決算期 ⑦業種	29	1															

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。